



トピクス

2021年08月

- 1、中国国家知識産権局が2021年上半期の統計データを発表
- 2、国家知識産権局が《特許審査指南改訂草案（意見募集稿）》を公表
- 3、悪意による知的財産権侵害、非正常な特許出願の提出は重大な違法・信用喪失リストにリストアップされる
- 4、国家知識産権局：悪意による商標登録出願を取り締まる高圧的態勢を継続的に保つ

1、中国国家知識産権局が2021年上半期の統計データを発表

7月14日、国家知識産権局は、特許、商標などに関する半年間の統計データと、これらのデータが反映している中の知的財産事業の最新動向を発表した。

1) 専利（特許、実用新案、意匠）

2021年上半期、中国における発明特許の授権数は33.9万件であった。2021年6月末までに、中国における発明特許の有効件数は332.4万件であり、その中で、国内（香港・マカオ・台湾を含まない）の発明特許の有効件数は245.4万件であり、同期比23.0%増である。PCT国際特許出願3.33万件は受理され、同期比12.6%増である。

上半期、中国における実用新案の授権数は132.7万件であり、意匠の授権数は39.3万件であった。拒絶査定不服審判案件の結審件数は2.84万件であり、無効審判案件の結審件数は0.43万件であった。

2) 商標

2021年上半期、中国における商標登録件数は372.4万件であった。2021年6月末までに、有効な登録商標件数は3354.8万件であり、同期比22.4%増である。マドリード国際商標登録出願を2954件受理した。

上半期、中国国家知識産権局は商標異議案件を8.2万件審理し、各種商標評審案件の審理を18.8万件完了した。

3) 集積回路のレイアウト設計

上半期、中国における集積回路レイアウト設計の登記・証書発行は7629件であり、急成長が続いている。

4) 知的財産権の保護及び運用

上半期、全国の各省（区・市）における特許権侵害紛争に係わる行政裁決案件の立件数は1.38万件であった。全国における特許・商標質入れ融資金額は1074億元であり、同期比25.9%増である。質入れ項目数は6195件であり、同期比32.4%増である。

その中で、特許質入れ融資金額は同期比32.4%増の862億元であり、質入れ項目数は同期比31.8%増の5497件である。商標質入れ融資金額は同期比5.0%増の212億元であり、質入れ項目数は同期比37.7%増の698項である。

2021年上半期の統計データは以下の3つの特徴を示している。

一、知的財産権の審査能力は向上し続けている

6月末までに、中国における発明特許の平均審査周期は19.4ヶ月、高価値特許の審査周期は13.4ヶ月に縮減され、商標登録の平均審査周期は4ヶ月以内に安定している。

二、国内における発明特許を保有している企業数は安定して増えている

6月末までに、中国国内で有効な発明特許を保有している企業は27.0万社であり、前年末の同期比2.4万社増である。その中で、ハイテク企業は12.6万社であり、有効な発明特許計107.7万件を保有しており、国内企業の有効な発明特許総量の62.3%を占めており、企業の技術革新能力は絶えず向上していることが分かる。

三、海外出願人の知的財産権の授権登録は引き続き増加しつつある

上半期、海外出願人の中国における発明特許の授権数は5.4万件であり、同期比30.0%増である。海外出願人の中国における商標登録数は9.0万件であり、同期比7.5%増である。その中で、米国出願人の中国における発明特許の授権、商標登録はそれぞれ同期比35.0%増、8.9%増となっている。

2、国家知識産権局が《特許審査指南改訂草案（意見募集稿）》を公表

近日、国家知識産権局は《特許審査指南改訂草案（意見募集稿）》について意見を公募する通知を発表した。同通知によると、関係団体及び各界の関係者は、2021年9月22日までに意見募集稿の修正・改善を巡って具体的な意見を提示できるという。

主な改訂内容：

第一に、意匠制度の完備に関する規定。部分意匠及びグラフィカルユーザインターフェイス製品の出願書類の要求と審査基準、意匠の明確な区別についての審査、意匠の自国における優先権、意匠の国際出願の提出及び審査手続きなどに係わる。

第二に、特許協力条約に関する手続的規定。引用による追加、優先権の回復、追加、修正などに係わる。

第三に、特許権存続期間補償に関する規定。特許の授権期間補償及び医薬品特許存続期間補償に係わる。

第四に、特許のオープンライセンスの関連規定。オープンライセンス声明の提出及び撤回、オープンライセンスの登記及び公告、オープンライセンス実施契約の発効及び届出、費用減免手続きなどに係わる。

第五に、医薬品特許紛争の早期解決メカニズムに係わる無効事件の審理に関する規定。願書及び証明書類の提出、審理の手順、審理の基礎、審理の状態及び結審通知に係わる。

第六に、疫病などの突発事態への対応に関する規定。新規性喪失の例外の猶予期間、職権による期限の延長に係わる。

第七に、審査の質及び効率を高めるための関連規定。実用新案の明らかな進歩性の審査、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の審査、復審、無効手続きにおける職権による審査、権利帰属を巡る紛争の当事者が無効宣告手続きに参加するための規定、遅延審査制度の更なる完備、信義則を背く判断及び例示に係わる。

第八に、「『放』（行政を簡素化し、権限を委譲し、参入のハードルを下げる）・『管』（監督管理を革新し、公正な競争を促進する）・『服』（効率的にサービスを提供し、便利な環境を整える）」の要求を着実にするための関連規定。特許権鑑定報告に関する業務、カラーの添付図面による提出の認可、要約の添付図面の提出方式の簡素化、強制的代理委託の例外、分割出願手続きの簡素化、シーケンステーブルの提出上の要求の簡素化などに係わる。

第九に、機構改革に関する規定。特許復審委員会の記述の適宜修正などに係わる。

3、悪意による知的財産権侵害、非正常な特許出願の提出は重大な違法・信用喪失リストにリストアップされる

8月1日、市場監督管理総局は《市場監督管理上の重大な違法・信用喪失リストの管理弁法》を公布した。同《弁法》によると、悪意によって知的財産権を侵害したもの、非正常な特許出願や、悪意による商標登録出願を提出したことにより、社会公共利益を損なったもの、重大な違法特許、商標代理行為に従事したものにつき、重大な違法・信用喪失リストにリストアップするとされている。同《弁法》は2021年9月1日より施行される。

4、国家知識産権局：悪意による商標登録出願を取り締まる高圧的態勢を継続的に保つ

近頃、国家知識産権局は第13期全国人民代表大会第4次会議第9220号提案に対する回答書を発表した。同回答書によると、現行法及び現行政策の枠組みでは、商標審査において地方の市場監督管理部門の審査・許可権を加えることを実現し難いのが現状である。国家知識産権局は悪意による商標登録出願を取り締まる高圧的態勢を継続的に保ち、商標分野における信用監督・管理を強化し、関連規制・制度の改正作業を積極的に推進し、悪意による登録の規制、使

用義務の強化などの重点問題を巡って調査・研究と論証を展開し、商標法制度をさらに完備するために基礎を固めるという。

Copyright (C) 2016 Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd . All Rights Reserved

TEL: 86-10-8809-1921 FAX: 86-10-8809-1920 E-mail: sanyou@sanyouip.com

住所: 中国北京市西城区金融大街35号国際企業大厦A座16層 〒100033